

平成 29 年就業構造基本調査の調査事項について
 ～第 6 回雇用失業統計研究会における主な意見を踏まえた変更案～

1 従業上の地位（前職の雇用契約期間）について

【意見】

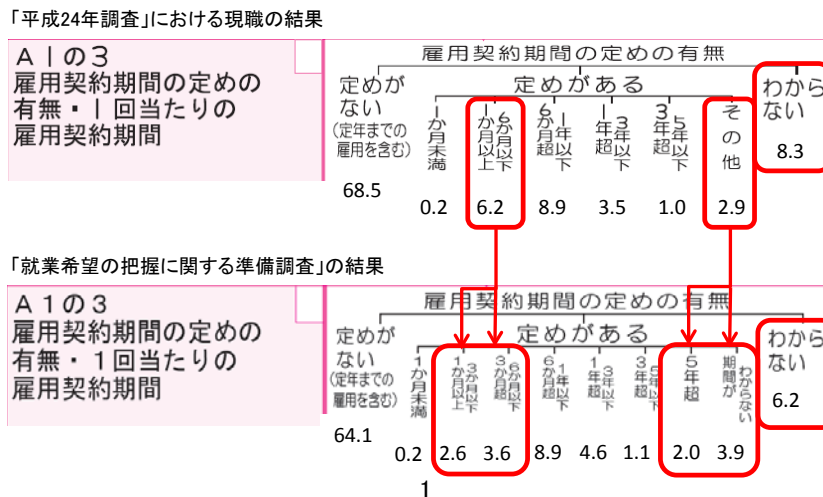
- ① 「A 1 の 3」（現職の雇用契約期間）と「C 5」（前職の雇用契約期間）の選択肢区分が異なるが、記入者が混乱するおそれがあるため、この二つの間の選択肢区分は統一するべきではないか。
- ② 当該項目の選択肢区分については、現在実施中の「就業希望の把握に関する準備調査」における記入状況などを踏まえて検討した方がよい。

【現職の雇用契約期間と同様の選択肢区分】

- ① 前職の雇用契約期間については、前回研究会の意見等を踏まえ、現職の雇用契約期間と同様の選択肢区分とする。
- ② 選択肢区分については、「就業希望の把握に関する準備調査」（以下「準備調査」という。）における記入状況の検証結果を踏まえ、以下のとおりとする。
 - 1) 「1 か月以上 6 か月以下」を分割することについては、「1 か月以上 3 か月以下」が 2.6%、「3 か月超 6 か月以下」が 3.6%と、それぞれの期間に一定程度の雇用者が存在することから、適当と考えられる。
 - 2) 準備調査における「5 年超」が 2.0%、「期間がわからない」が 3.9%、その合計は 5.9%と、当該選択肢区分に対応する平成 24 年調査結果の「その他」の 2.9%と比べ、準備調査結果の方が 3 %高くなっている。一方、雇用契約期間の定めの有無が「わからない」は、平成 24 年調査結果の方が 2.1%高くなっていることから、平成 24 年調査では、本来「その他」に含まれるべき「期間がわからない」者の一部が雇用契約期間の定めの有無が「わからない」に含まれていた可能性がある。
 このため、「その他」を「5 年超」と「期間がわからない」に分割することが適当と考えられる。

図 雇用契約期間の定めの有無・1 回当たりの雇用契約期間の構成比
 （平成 24 年調査結果及び就業希望の把握に関する準備調査結果）

単位：%



2 育児に係る設問について

【意見】

- ① 「F1」の「育児をしている」人の負担度については、男性の育児参加に関心が高まる中で、女性の継続就業率に与える影響の分析など、政策的なニーズもあることから、厚生労働省で実施している「21世紀出生児縦断調査」の調査項目も参考にするなどして把握方法を検討するべきではないか。
- ② 仮に女性が回答者で子どもが小さい場合はほとんど週6日以上育児をしているとしても、それは一つのインフォメーションと考えれば、時間については他の調査でもあるので、それを補完する形で、F1をF2に限り無く近付けた設問にするのも一案ではないか。
- ③ 例えばG欄で、8歳の子が1人だけいると書いてあって、育児が大変な状況であるのに、F1で育児と認めていないとなると、本意ではない。未就学児を対象とした育児を聞いたほうがいいのか、未就学児がいない人の育児のニーズをどう把握するのか、検討するべきではないか。

〔追加〕

前回研究会の意見等を踏まえ、育児をしている女性の負担度や男性の育児参加と就業の関係等を把握するため、育児をしている頻度について、介護の状況に係る設問と同様に日数による選択肢区分で把握する。

なお、女性の社会進出や共働き世帯の増加、男性の育児参加の推進、育児サービスの多様化、親族の育児サポート等を鑑みれば、すべての女性において育児をしている頻度が必ずしも「6日以上」になるとは限らないと考えられる。

また、育児をしている頻度を時間で把握することについては、家事時間と区別したふだんの育児時間について、正確な回答を把握することは困難である（21世紀成年者縦断調査においては「家事、育児・子どもの世話」として把握しているところ）。

F1欄の育児に係る設問については、前回調査から育児休業制度に基づき捉えることとして新設したものであり、時系列比較確保の観点から、前回と同様、当該設問での育児は未就学児を対象として把握するものである。